

○北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

制 定 平成20年4月1日規則第4号

最近改正 令和6年10月18日規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 被保険者（第2条―第9条の2）
- 第3章 後期高齢者医療給付（第10条―第25条）
- 第4章 保険料（第26条―第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「条例」という。）その他特別の定めがあるもののほか、後期高齢者医療の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 被保険者

（障害認定の申請）

第2条 省令第8条第1項の障害認定申請書は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書とする。

2 広域連合長は、前項に規定する申請書を受理し審査を行った結果、政令別表に定める程度の障害の状態にないことを確認したときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書により当該申請者に対し通知するものとする。

3 省令第8条第2項の規定による障害認定の申請の撤回は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書により行うものとする。

（被保険者資格の取得、喪失等に関する届出）

第3条 省令第10条、第11条及び第22条から第26条までに規定する届書は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書とする。

（病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出）

第4条 省令第12条に規定する届書は、後期高齢者医療住所地特例開始（変更、終了）届書とする。

（資格確認書の交付）

第4条の2 省令第16条第1項の規定による資格確認書の交付を求める申請は、後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理し審査を行った結果、資格確認書を交付すべき場合に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療資格確認書交付申請却下通知書により当該申請者に対し通知するものとする。

（資格確認書の再交付）

第5条 省令第17条第1項の規定による申請書は、後期高齢者医療資格確認書再交付申請書とする。

（被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付）

第5条の2 省令第19条第1項の規定による申請書は、広域連合長が別に定めるものとする。

2 省令第19条第2項の規定による書面の交付は、広域連合長が別に定めたものにより行うものとする。

3 省令第19条第3項の規定による通知は、広域連合長が別に定めたものにより行うものとする。

(資格情報通知書による通知)

第5条の3 省令第20条の規定による通知は、後期高齢者医療資格情報のお知らせにより行うものとする。

(資格情報通知書による再通知)

第5条の4 省令第21条の規定による申請は、後期高齢者医療資格情報のお知らせ再交付申請書とする。

(資格確認書の返還)

第6条 省令第54条の2第2項に規定する書面による通知は、後期高齢者医療資格確認書の返還通知書とする。

(特別の事情に関する届出)

第7条 省令第54条の4第1項及び第2項並びに第73条に規定する届書は、後期高齢者医療特別の事情に関する届書とする。

(認定証明書)

第8条 広域連合長は、省令第26条の規定による転出の届出があった場合において、当該被保険者が法第99条第2項に規定する被保険者であって同項に定める期間内であるとき、又は省令第8条第1項に規定する障害認定若しくは省令第62条第1項に規定する特定疾病認定を受けているときは、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書・高齢者の医療の確保に関する法律による障害認定証明書・高齢者の医療の確保に関する法律による特定疾病認定証明書を当該被保険者に対し交付するものとする。

(負担区分等証明書)

第9条 広域連合長は、省令第26条の規定による転出の届出があったときは、負担区分等を証するため、後期高齢者医療負担区分等証明書を当該被保険者に対し交付するものとする。

(マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請)

第9条の2 マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除の申請書は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書とする。

第3章 後期高齢者医療給付

(基準収入額適用申請)

第10条 省令第32条に規定する申請書は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理し審査を行った結果、政令第7条第5項に規定する要件に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(一部負担金の減免等)

第11条 省令第33条第2項の一部負担金減免等申請書は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書とする。

2 省令第33条第3項の一部負担金減免等証明書は、後期高齢者医療一部負担金減額証明書、後期高齢者医療一部負担金免除証明書又は後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書とする。

3 広域連合長は、第1項に規定する申請書を受理し審査を行った結果、省令第33条第1項に規定する事由に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(食事療養標準負担額差額の支給申請)

第12条 省令第37条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(生活療養標準負担額差額の支給申請)

第13条 省令第42条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付申請却下通知書により当該被保険者に対し通知す

るものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第14条 省令第46条に規定する届書は、第三者行為による被害届とする。

(療養費の支給申請)

第15条 省令第47条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費等支給申請書とする。ただし、次に掲げる療養費の支給に関する申請書は、広域連合長が別に定める。

- (1) はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の支給
- (2) 北海道社会保険事務局長及び北海道知事に受領委任の取扱いに係る登録を行っている柔道整復師又は北海道社会保険事務局長及び北海道知事から受領委任の承諾を受けている柔道整復師の施術に係る療養費の支給

2 省令第47条第3項の日本語の翻訳文は、診療内容明細書及び領収明細書によるものとする。

3 広域連合長は、第1項に規定する申請書を受領したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(特別療養費の支給申請)

第16条 省令第54条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療給付特別療養費支給額通知書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受領したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(移送費の支給申請)

第17条 省令第60条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費等支給申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受領したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(特定疾病の認定申請)

第18条 省令第62条第1項の申請書は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受領し審査を行った結果、政令第14条第6項に規定する要件に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(特定疾病療養受療証の再交付)

第19条 省令第62条第8項において準用する省令第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特定疾病療養受療証再交付申請書とする。

2 第7条第2項の規定は、特定疾病療養受療証の再交付について準用する。

(限度額適用認定等)

第19条の2 第4条の2、第5条及び第6条の規定は、省令第66条の2第2項に規定する資格確認書について準用する。

(限度額適用・標準負担額減額の認定等)

第20条 第4条の2、第5条及び第6条の規定は、省令第67条第2項に規定する資格確認書について準用する。

(入院日数届出書の申請)

第21条 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年11月30日厚生労働省告示第395号）の1の表に規定する入院日数届書は、後期高齢者医療長期入院日数届書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受領し審査を行った結果、省令第35条第1号に該当し、かつ、申請書を提出した月以前の12か月以内の入院日数が90日を超えるものと認定を受けた被保険者であって、資格確認書の交付を受けているものに対しては、当該認定に係る情報を記載した資格確認書を交付するものとする。

3 広域連合長は、第1項の申請書を受領し審査を行った結果、省令第35条第1号に該当し、かつ、申請書を提出した月以前の12か月以内の入院日数が90日を超える被保険者に該当しないと認め

るときは、後期高齢者医療長期入院該当適用申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(月間の高額療養費の支給申請)

第22条 省令第70条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(年間の高額療養費の支給申請)

第22条の2 省令第70条の2第1項及び第70条の3第1項に規定する申請書は、高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(高額介護合算療養費の支給申請)

第22条の3 省令第71条の9第1項に規定する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書とする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(葬祭費の支給申請)

第23条 被保険者の葬祭を行う者は、条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該葬祭を行う者に対し通知するものとする。

(傷病手当金の支給申請)

第23条の2 条例附則第5条から第7条までの規定により傷病手当金の支給を申請する者は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該傷病手当金の支給を申請した者に対し通知するものとする。

(後期高齢者医療給付費の一時差止通知)

第24条 広域連合長は、法第92条第1項又は第2項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差止めることを決定したときは、後期高齢者医療給付の特別療養費一時差止通知により当該被保険者に対し通知するものとする。

(一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除通知)

第25条 省令第75条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料控除通知書により行うものとする。

第4章 保険料

(保険料の額の通知)

第26条 条例第16条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料額決定通知書、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書又は後期高齢者医療仮徴収額決定通知書により行うものとする。

(徴収猶予の事由)

第27条 条例第17条第1項第5号の広域連合長が別に定めることは、次のとおりとする。

- (1) 被保険者の収入が条例第17条第1項第2号から第4号までに規定する理由により収入が著しく減少したこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保険料を一時に納めることができない特別な理由があること。

(保険料の徴収猶予)

第28条 条例第17条第2項の申請書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書とする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを速やかに審査の上、徴収猶予

の可否を決定し、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書又は後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書により当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に通知する。

- 3 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者が虚偽の申請その他不正の行為により後期高齢者医療保険料の徴収猶予を受けたことを発見したとき、又は後期高齢者医療保険料の徴収猶予を受けるべき理由が消滅したと認めるときは、直ちにその者に係る徴収猶予を取り消し、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知するものとする。

（減免の事由）

第29条 条例第18条第1項第5号の広域連合長が別に定めることは、次のとおりとする。

- (1) 被保険者の収入が条例第18条第1項第2号から第4号までに規定する理由により著しく減少したこと。
- (2) 被保険者が法第89条に規定する刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。
- (3) 被保険者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることとなったこと。
- (4) その他保険料を減免することについて相当の理由があると広域連合長が認めたこと。

（保険料の減免）

第30条 条例第18条第2項の申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書とする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを速やかに審査の上、後期高齢者医療保険料減免決定通知書又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知するものとする。

3 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者が虚偽の申請その他不正の行為により後期高齢者医療保険料の減免を受けたことを発見したとき、後期高齢者医療保険料の減免を受けるべき理由が消滅したと認めるとき、又は決定された後期高齢者医療保険料の減免額が変更されると認めるときは、直ちにその者に係る減免を取り消し、又は変更し、後期高齢者医療保険料減免取消通知書又は後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知するものとする。

（申告書）

第31条 条例第19条の申告書は、後期高齢者医療簡易申告書とする。

（還付金の負担）

第32条 広域連合は、市町村において保険料の還付金（還付加算金を含む。以下同じ。）が生じた場合は、当該市町村に対して当該還付金に相当する額を負担するものとする。

第5章 雑則

（委任）

第33条 この規則の施行に関し必要な様式その他の事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平20. 4. 18規則8）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものがあるときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平20. 7. 17規則10）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）附則第4条第2項の規定により同令第7条第3項の規定を読み替えて適用する場合における同項の規定又は同令附則第7条

第1項の規定の適用に係る申請書及びその却下通知書については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものがあるときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平 20. 11. 21 規則 13）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものがあるときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平 20. 12. 22 規則 14）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものがあるときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平 21. 4. 1 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 21. 8. 4 規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 21. 11. 16 規則 6）

この規則は、平成 21 年 1 月 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 8. 10 規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 23. 6. 9 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 30. 8. 1 規則 4）

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 31. 3. 28 規則 2）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 4. 10 規則 4）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 3. 3. 2 規則 1）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定は、令和 2 年 1 月 1 日より適用する。

附 則（令 4. 9. 28 規則 6）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 10. 18 規則 1）

この規則は、令和 6 年 1 月 2 日より施行する。ただし、第 9 条の 2 の規定については、令和 6 年 1 月 5 日より施行する。